

新型コロナウイルスの影響等により納税が困難な方へ

指定管理者制度申請書類（納税証明書等）の取り扱いについて

- 新型コロナウイルスの影響等により国税や地方税で「納税猶予」又は「徴収猶予」を受けている場合、その適用を受けた未納額については、指定管理者の応募資格にある「国税及び都道府県税を滞納しているもの」、「浜田市税を滞納しているもの」における滞納金額に含めません。
- 上記の適用を受けていて納税証明書等の提出が困難な場合には、次の書類を提出してください（注1）。

- ・ 該当税目の納税証明書（未納額の記載があるもの）
- ・ 該当税目について納税猶予又は徴収猶予の適用を受けたことを証する書類（※）
（※）課税庁の発行する「納税（徴収）の猶予決定通知書（該当税目の記載があるもの）」の写し等

（注1）課税庁が発行する納税証明書等に、「納税（徴収）猶予に関するただし書き」等の記載がある場合、納税（徴収）の猶予決定通知書は不要です。

（表）指定管理者制度申請書類（納税証明書）について

課税庁	特例適用がない場合	特例適用がある場合
税務署	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3の3）	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3の3）及び未納額について、納税猶予の特例を受けていることが分かる書類（納税の猶予許可通知書）
都道府県税事務所	都道府県税に未納がないことの証明書	課税される県税全ての納税証明書及び未納額について、徴収猶予の特例を受けていることが分かる書類（徴収の猶予決定通知書） 又は都道府県税に未納がないことの証明書（特例適用のただし書等ある場合）
市区町村（※）	市区町村税に未納がないことの証明書	課税される市税全ての納税証明書及び未納額について徴収猶予の特例を受けていることが分かる書類（徴収の猶予決定通知書） 又は市区町村税に未納がないことの証明書（特例適用のただし書等ある場合）

※ 浜田市税については、同意書に基づき、担当課で納税状況を確認しますので、市税に未納がないことの証明書等の提出は不要です。